

令和6年7月5日

各位

東京都江東区豊洲五丁目6番15号  
アイペット損害保険株式会社  
代表取締役 安田 敦子

## 合併完了の公告

当社は、令和6年6月28日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アイペットホールディングス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）をいたしましたので、保険業法第166条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

### 記

#### 1. 株主および保険契約者その他の債権者の異議申述について

当社は、保険業法第165条の24第2項の規定に基づき、令和6年5月27日付官報及び同日付電子公告により、当社の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告をいたしました。異議申述の期限である令和6年6月27日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はありませんでした。なお、アイペットホールディングス株式会社は当社の特別支配会社であったため、当社は会社法第797条第3項又は第4項に基づく反対株主に対する通知又は公告を行っておらず、また、同条第1項に基づく株式買取請求を行うことができる反対株主はおりませんでした。

#### 2. 本合併の効力発生日

令和6年6月28日

#### 3. 本合併後の当社の本店所在地

東京都江東区豊洲五丁目6番15号

以上